

学校法人植草学園
女性活躍法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 本学園の課題

- ・ 学園の職員の7割を女性が占め活躍しているが、管理職の女性比率が管理職全体の3割程度である。
- ・ 年休取得率がこの3年間で徐々に下がってきており、年休取得率が50%を切る状況になってきている。

3 目標と取り組み

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職の女性比率を40%以上にする。

- | | | |
|----|-----|---|
| 毎年 | 9月 | 次年度の補充採用計画を立てる。
正職員及び管理職員の男女比率を確認する。
男女公正な昇進基準となっているかを検証し、必要に応じて見直しを行う。 |
| 毎年 | 10月 | 人事計画に基づき新規職員の募集・採用を行うが、男女割合に偏りが起こらないようにする。 |

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

有期雇用職員を含む全職員の年次有給休暇の取得率を55%以上にする。

- | | | |
|---------|-----|------------------------------|
| 毎年 | 4月 | 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。 |
| 令和4年4月～ | | 職員研修会等の場で、計画的な年次有給休暇の取得を促す。 |
| 毎年 | 12月 | 年次有給休暇の取得が少ない職員に対し、取得を働きかける。 |